

令和8年1月
山陽小野田市水道局

電子入札における工事費内訳書の取り扱いについて

令和7年1月1日以降に指名通知を行った入札については、山陽小野田市電子入札システムを利用して入札を行っています。

これに伴い、「工事費内訳書」についても電子入札システムを利用して提出していくこととなっておりますので、下記の留意事項に従い入札していただきますようお願いします。

1 「工事費内訳書」提出の留意事項

記載が必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・商号又は名称及び住所・工事名・当該入札に係る設計書の本工事費内訳表に記載のある必要事項及び金額
入契法※の改正により記載が必要となった事項	<ul style="list-style-type: none">・材料費・労務費・法定福利費・安全衛生経費・建設業退職金共済契約に係る掛金
様式	山陽小野田市水道局様式
提出方法	電子入札システムを利用して提出(PDF、Excel 等)

※入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

注) 添付ファイルのデータ容量が添付可能な範囲(おおむね3MB)を超える場合は、工事費内訳書の代わりに「工事費内訳書紙提出届」を電子入札システムで送信し、システムから印刷した「入札書受信確認通知」を添えて、工事費内訳書を提出期限までに水道局に持参してください。

注) 工事費内訳書を紙提出する場合は、「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。

2 無効になる入札

工事費内訳書に次の不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出者の入札を無効とします。

- ① 電子入札システムで工事費内訳書が提出されていないもの
- ② 商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの
- ③ 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの
- ④ 値引きの記載があるもの
- ⑤ その他明らかな不備があるもの
- ⑥ 工事費内訳書に材料費、労務費及び法定福利費等の記載漏れがあり、追加提出を求めても提出が行われない場合や不備がある場合

※⑥については、当面の間、経過措置として取り扱うものであり、必要事項が記載された工事費内訳書を落札決定までに追加提出できることとし、追加提出の対象は落札候補者とします。詳細は、「法改正に伴う工事費内訳書の取扱いについて（令和8年1月）」を参照してください。